

当事者又ハ官廳ハ特ニ上級官廳ニアル事實ヲ知ラ
シムルコトヲ云フ

例ヘハ記録、到着シタルコト、証人、死亡シタルコト、
若クハ所在不明ナルコトヲ当事者ニ通知シ、又ハ支
拂命令、送達（三八六条）、差押命令、送達（五
九八条ニ項）アリシコトヲ債権者ニ通知スルカ如シ
通知、内容ニハ裁判所ノ行為、成立、一要件ヲ十
スモノアリ、カ、ル通知ハ之レニヨリテ既ニ完成
シタル行為ヲ知ラシムルニ非スシテ此ノ通知ニヨ
リテ始メテ或ル行為カ成立スルニ至ル、例ヘハ云
ヒ渡サ、ル決定、送達、如キ之レナリ、（二四五条

三項）、故ニ斯ル通知ハ右ノ行為ノ一要素トシテ之
レヲ見ルヘク、茲ニ所謂單純ナル通知トハ異ル、
此ノ二者ノ中間ニアルモノハ言渡サレタル裁判、送
達ナリ、之レハ一面ニ於テハ既ニ言渡ニヨリテ成立
セル裁判ヲ報告スルモノナレト共ニ或ル關係ニ於
テハ此ノ送達アリテ始メテ裁判「シテ取扱ハルモノ
トス、（二三五条ニ項、四〇〇条一項、四三七条一
項、五二八条一項）

第二 或訴訟ニ対スル關係ヨリ、分類

(甲) 或ル訴訟アルニヨリテ始メテ引起サレ、行為ナ

レトモ 其ノ訴訟ノ内容ニハ何等ノ干係ナク 唯
其訴訟ノ進行上ノ秩序維持ノ爲ニ生スル行為裁判
所構成法一〇八―一―二条

(乙) (1) (4) ニトス

(1) 或ル訴訟ノ成立ノ發展ノ終局ノタメニナス行
爲、例ヘハ訴訟ノ送達訴訟指揮ニ干スル行為
判決、如シ

(4) 他日訴訟ノ起ルコトニ豫メ助カスル行為、例
ヘハ管轄裁判所ノ指定(ニ六条)、訴訟前ニ訴
訟上ノ救助ノ附共、如シ、(九四条)

(丙) 或訴訟ニツキテハ内部ノ事務ニ干スル行為

例ヘハ部長カ主任判事ヲ定ムルカ如シ、(裁判所
構成法ニ四三―三五―四四―四三項)

第三 訴訟ノ目的ハ權利ノ保護ヲ与フルニテ、其
方法ヨリ區別スルハ

(裁判) 即權利ノ存否ヲ定ムルコト

(強制執行) 權利ノ内容ヲ實現スルコト

(強制執行ノ保全) 仮差押 仮処分

ノ三トナスヲ得ヘシ 隨テ裁判手續ニ干スル行為

執行手續ニ干スル行為 保全手續ニ干スル行為、三

ニ區別スレヲ得ヘシ

第四 申立ニヨリテ爲ス行為ト 職權ヲ以テ爲ス行為

裁判

裁判ト云フハ、裁判所（所謂裁判所、勿論裁判長、
受命判事、受托判事ヲ含ム）、意思表示ヲ云フ、即
チ一定、法律上、效果ヲ発生セシメントスレ終テ、
行為ヲ指スモ、ナレハナリ、裁判ハ之レヲ種々、標
準ニヨリテ區別スレトヲ得

(一) 形式ニヨリテ分テハ、判決、決定、命令、三ト
ナル

判決トハ、必要的口頭弁論ヲ經テナシ（例外ハ、
七四二条一項、七五六条）、且ニ三六条ニ規定シ
タル形式ヲ具ヘ然テ其、效力ニ付テ或レ特別、具

ヲ具フルモノヲ云フ、其、内容ハ種々アリ、或ハ
訴訟要件其、モノヲ判断スルモノアリ、又ハ前提
タルアレ向題、ミテ判断スルモノアリ、從テ其、
内容ヨリ云ヘハ決定ト全一トモ、少チカラス、
（例ヘハ七四二条一項、七五六条）、故ニ判決ト
云フハ全ク形式上、意味ノミヨ有スルモノナリ、
決定命令ハ判決ト云フ形式ヲ採ラサル裁判ヲ云フ、
故ニ或ハ口頭弁論ヲ經テ為サレ、モノアリ、（例
ヘハ、三七条一項、三八六条一項、五九七条、二
〇条二項）而テ決定ト命令ト、差異ハ前者ハ裁
判處之レヲナシ、后者ハ裁判長、受命判事、受托

判事之レヲナス莫ニアリ (二四五条ニ項)

(二) 内容及目的ヨリ分テハ

前ニ述フルカ如ク總テ裁判ハ国家ノ意思表示ナリ。即チ当事者ヲ拘束シ以テ其ノ将来ノ行為ヲ規律セシムルノ意思ヲ以テナサレタリ。此ノ意味ニ於テ裁判ハスヘテ創設的ナリ、而モソノ規律セシムル内容ハ異ル

(甲) 一般ニ通スル分類

(1) 確認ノ場合

当事者ノ干係ニ於テハ如何ナル権利アレヤト云フコトヲ定言スルモノニシテ (此ノ場合)

其ノ有権力的ニナサル、其カ單純ナル鑑定ト異ナル。即チ其ノ定言ニヨリテ当事者ヲ拘束セシムル意思ヲ以テ為サレ、其カ裁判タル所以ナリ。所謂確認判決、原告敗訴ノ判決 (本案ニ於ケルト 訴訟要件ニ於ケルト) 向ハス)ノ如キコレナリ。然レトモ他、如何ナル判決トモモ確認ヲ含マサルモノナシ。又判決ノミナラス書記ノ為ス知ノ確定証明 (四九九条) 破産宣告 (破産要件ノ存在ヲ確認ス) 配当表ノ作成 (六二八条一項) 等ニ於テモ確認判決トシコト亦也

(四) 創設の場合

此、場合ニ裁判ト共ニ又ハ其、確定ト共ニ
権利ヲ係、發生、変更、消滅、ヲ引起サシム
ル意思ヲ言明スル裁判ヲ創設的裁判ト云フ、
所謂創設的判決即チ権利状態、変更ヲ言明ス
ル判決ハ即チ之レナリ（但シ此、判決ト雖モ
先ツ形成権ノ存在ヲ確定シタル上ニテ右、如
キ言明ヲ為スモ、ニ外ナラス）

此外執行ニ干スル條ヲ、行為訴訟手續進行
中ニテサレ、諸種ノ裁判又然リ、此、后、モ

ノハ訴訟干係ヲ変更セントスルモ、ニシテ即
チ新シキ訴訟状態ヲ現出セントスルモノナリ
（例ヘハ并論ノ制限、分離、併合、中止、決
定証據決定等之レナリ）、其他執行文ヲ附載
シ（五一七、五四一条）、又附共スヘカラス
ト、裁判（五二四、五四六条）、如シ、
(ハ) 命令の場合

創設的裁判ニテハ裁判所自ラ権利状態ヲ変
更ス、然ルニ命令ノ場合ニハ裁判所ヨリ命令
ヲ受ケタレモ、行為、又ハ行為ニヨリ権利
状態ヲ変更セシムレナリ、而テ命令式ハ訴訟

當事者ニ共フルコトアリ、或ハ第三者ニハ例
ヘハ証人、一六一、二九ニ条四項）ニ共フル
コトアリ、又ハ他ノ官廳ニ対シテ之レヲ為ス
アリ。

命令ハ命令権アル場合ニ初メテ効力ヲ有ス
ヘ故ニ外國ニ在ル外國人ハ之レヲ証人トシテ
喚向スルコト能ハス。從ツテ或ル裁判所
カ他ノ官廳ニ対シテ命令ヲ共ハ得ル場合ニハ
其ノ官廳カ訴訟表上右ノ裁判所、下級官廳ト
ル場合ニ限ル。例ヘハ執達吏（五四四条ニ項）
又ハ抗告裁判所カ下級裁判所ニ委任ヲナス場

合（四六四条一項）、受訴裁判所ニ対スル受
命判事（四六五条、裁構三〇条三項、四〇条
三項）、如シ、命令ハ本案ノ真ニ干スルコト
アリ、又訴訟指揮ニ干スルコトアリ、（一〇九条
一一一一条、一一二条ニ項、一一四条、人訴一
二条ニ項）、又命令ニハ必スシモ之レヲ強制
スル方法アルコトヲ必要トセス、（一一四条、
人訴一二条ニ項、二四九条参照）
故ニカ、執行方法ナキ権利ニ付テモ亦原告
勝訴ノ判決ヲ為シ得ルカ如キ亦此ノ理ナリ、
命令ハ確認的裁判、又ハ創設的裁判、中ニ包

合セラレ若クハ結合セラレテ爲サレ、コトアリ
リ。例ヘハ給付ノ判決ハ確認判決ト結合セリ
執行ヲ許サスト云フ創設的判決ニハ執行撤回
ニ向ヒ執行ヲ解放セヨト云フ命令ヲ包含セリ
(五五〇条)

当事者自身ニ出頭ヲ命スル(一一四条)ハ
之レニヨリテ出頭義務ヲ生スルモノニシテ
即創設的ナリ。又公前禁止ノ裁判ヲナス場合
ハ之レニヨリテ公前禁止ト云フ結果カ生スル
貞ニ於テハ創設的ナリ共ニ一面ニ在廷者ニ
對シテハ退廷セヨ、去廷外ノモノニ對シテハ

ハ是ス可ラストノ命令ヲ合ム

命令ハ服従ヲ要求スレトモ命令ナラザレモ
ハ之レヲ要求スレモノナラス。(催促ハ服
従ヲ求メスコレカ原因ナリテ或ル行為ヲ
ナスコトアリトモソハ只当事者ノ任意ニ基ク
モノニ過キス。例ヘハ二八一条(外国ニ於
テ証人論・嘱托)一九九条一項。故ニ例
ヘハ彼ノ一一四条ノ如ク命令ナレモ而モソノ
強制方法ナル場合ト同一ナラス。然ルニモ拘
ラス彼ノ催促ノ中ニモ稱命令ト似タレモノナ
リ。コレアレハトテ之レヲ違背スル義務アリ

モ、ニアラザル王運奉セザレ時、或レ種、不
利益ヲ生スルコト之レナリ。

命令ナリヤ否ヤ又此、種、催促ナリヤハ各
場合ノ解散問題ナリ。例ヘハ当事者ヲ口頭并
論期日ニ呼出スカ如キハ此、種、催促ナリ。

囑托ト云テハ訴訟法上下級官廳ニ對シ或レ
行為ヲ命スレコトニムアラサシテ他ノ官廳ニ
對シテ或レ行為ヲ求メ而モ此、官廳ハ法律ノ
規定ニ（裁權一三一條以下）ニヨリテカ、レ
行為ヲ為スヘキ義務アル場合ヲ云フ、即下級
官廳ナラザル官廳ニ對スレ命令ヲ囑托ト云フ

（二七三系ニ項、三四六条）

以上内容及目的ヨリ裁判ノ區別ヲナシカ申
立、却下殊ニ訴ヲ却下スレ裁判ハ特別ノ分類ニ
入ラス。訴却下ノ裁判ハ前述ノ如ク確認的裁判
ナリ。然レ之レト共ニ権利拘束ヲ即時ニ又ハ其
ノ確定ヲ条件トシテ終了ス。且ニ於テ創設的ナ
リ。

（乙）

裁判中ノ特別ノモノ
以上ハ何レノ裁判ニモ共通スル分類ナルカ
或レ種ノ裁判ハアル標準ヨリアレ種ニ分類ス
ルコトヲ得。終局判決、中間判決之レナリ。

モ、ニアラサレ王選奉セザル時、或レ種、不
利益ヲ生スルコト之レナリ、

命令ナリヤ否ヤ又此、種、催促ナリヤハ各
場合ノ解散問題ナリ、例ヘハ当事者、口頭弁
論期日ニ呼出スカ如キハ此、種、催促ナリ、

囑托ト云フハ訴訟法上下級官廳ニ対シ或レ
行為ヲ命スレコトニハアラサシテ他、官廳ニ
対シテ或レ行為ヲ求メ而モ此、官廳ハ法律ノ
規定ニ(裁権一三一条以下)ニヨリテカ、ル
行為ヲ為スヘキ義務アル場合ヲ云フ、即下級
官廳ナラザル官廳ニ対スレ命令ヲ囑托ト云フ

(二七三条ニ項、三四六条)

以上内容及目的ヨリ裁判、區別ナシシカ申
上、却下殊ニ訴ヲ却下スレ裁判ハ特別、分類ニ
入ラス、訴却下、裁判ハ前述、如ク確認的裁判
ナリ、然レ之レト共ニ権利拘束ヲ即時ニ又ハ其
、確定ヲ条件トシテ終了スレ其ニ於テ創設的ナ
リ、

(乙) 裁判中、特別、モ、

以上ハ何レ、裁判ニモ共通スル分類ナルカ、
或レ種、裁判ハアル標準ヨリアレ種ニ分類ス
ルコトヲ得、終局判決、中間判決之レナリ、

前者ハ事件ヲ終了スルモ、(但シ不服申立ノ方
法、又ハ后ノ手続留保判決、如シ)。后者ハ終
局判決、準備ヲナスモノナリ、前者、例ハ訴、
却下、訴訟費用、確定決定、禁治産、宣告(人
訴五一条)、株治産取消、決定(人訴六三条、
六五条)、如シ、中間、裁判ハ当事者ノ各行為
単ニ終局判決、材料トシテ異議アルト同様ニ独
立シテ意味アルモノニアラス、終局、目的ニ達
スレバ爲ノ如何ニ訴訟ヲ進行スヘキヤニ付テ、
命令ハ茲ニ所謂中間的、裁判ニ非ス、之等、命
令ハ訴訟手続ヲ訴訟法ノ規定通り進行セシメ

トスルニ付テ、措置ニシテ之レヲ称シテ訴訟指
揮ト云フ、コレ或ハ命令ニヨリ、或ハ催促ニヨ
リテ之ヲ爲ス、最モ中間的裁判、一ナリ中間判
決(所謂中間、単ニ商スルモノ)ハ其ノ性質勿
論訴訟指揮ニハアラサレモ之レニヨリソノ判決
セラレタル事項ニ干スル并論ハ又之レヲ爲スコ
得サレニ至ルコト故ニ終局、訴訟指揮ノ效果ヲ生
スルモノトス

第二章 各論

第一節 判決

第一款 判決の種類 甲

終局判決（全部判決、一部判決）

中間判決

留保判決

原因判決

四種に分ツテ便トス

(甲) 終局判決

一、終局判決トハ第一審ニ於テハ訴ニツキテ、判決ヲ云ヒ上級審ニ於テハ上訴ニツキテ、判決ヲ云フ。或ハ訴ニ是認スレバ、或ハ訴ヲ理由ナシトシ、若シクハ本案ノ裁判ヲナスヘキ要件ナシトシテ之レヲ却下スレバアリ。

〔終局判決ト云フハソノ審級ヲ离脱スル判決ト解ス。トテ、其不可ナリ、何トナレハ、又、終局判決ノ如キハ故障ヲナスコトヲ得ヘク（二五八条一項）、又、終局判決ニ於テモ更正決定（二四一条）、追加判決（二四一条）ヲナスコトヲ得ヘク、又終局判決后上訴提起前ニ相続、有無ニツキ向題ヲ起シタル場合ハ

此、真ノミヲ判断スル附加的判決ヲ入ラ得ヘレ
レハナリ

- (二) 一部判決ト云フモノハ又終局判決ナリ。一部判
決トハ訴訟物ノ一部又ハ数何ノ訴訟物中、或物ニ
ツキ為サル。判決ニシテ彼ノ訴訟材料ノ一部ニツ
キテ為サル。判決ハニニ七条)ニハマラス。カ、
ル判決ハ之レヲナスニ熟スルニ至レハ之レヲナ
スモノトス。但シ裁判所之レヲ適當ナラスト認ムレ
ハ此限リニアラス(ニニ六条ニ項)。一部判決ヲ
ナス要件以下ノ如シ。

(1) 一ツノ訴ニ於テ起サレタル(一九一条)多ク

ノ請求中、アレモ、
(故ニ一ニ〇条ニヨリ裁判所、併合シタル場合
ニハ一部判決ニナラス。カ、レ場合ニソ、或レ
モ、ニツキ裁判ヲナスモニ三一條ニ項后段、適
用ナリ)

- (ロ) 一ツノ請求ノ可分的部分
- (ハ) 本訴ト反訴ト、内何レカ裁判ヲナスニ熟シタ
ルモ其ノ他ハ裁判ヲナスニ熟セサルヲ之レナリ。
- (ニ) 一部判決ハ独立シテ上訴ヲナスヲ得。

(乙) 中間判決

(第三者ト、向ニ中間ノ争ヲ惹起スルコトナキニア
ラス、例ヘハ後參加后ニ付テ、異議〔五七条〕証言
拒絶ニ付キテ、争ヒ三。一条ノ如シ、之レ等ハ現行
法、下ニ於テハ決定ヲ以テナサル、力故ニ中間判決
トシテ論スヘキ範圍ニアラス)

中間判決トハ何々ノ争莫ニツキ之レヲ終局判決ノ
理由中ニ説明スルヲナサスシテ訴訟進行中ニ(当
事者間ニ於テ)爲サレ、判決ヲ爲フ、故ニ中間判
決ハ終局判決ヲナスニ付テ、前提タル向題ヲ判断ス
レニ止リ訴訟物其ノ物ニツキテ、判断ヲナスモノニ
アラス、否其ノ一部ニツキテ、判断ニモアラス、畢

竟中間判決ヲナスノ必要ハ何々ノ向題ニツキ判決シ
以テ終局判決ノ材料ヲ作りヨクト同時ニ一面此ノ長
ニ于スレ并論ヲ終了スルニアリ、從テ尚他ニ決セラ
ルヘキ争莫アルヲ前提トス、若シ之レ無クシハ直
ニ終局判決ヲナスヘキナリ

註・判決・種類 岩田孝士

第一、对審判決及兩洋判決

第二、終局判決及中間判決

第三、訴訟判決及本案判決

第四、給付判決、確定判決、創設判決

第五、主タル判決、先決判決

中間判決ヲ為ス場合
(1) 当事者向ニ於ケル中間ノ争ニツキテ為ス場合
ニニ七条

中間ノ争ト云フハ訴訟ノ係ニ于シ且口頭弁論
ヲ經テ判断スヘキ訴訟上ノ前提問題ニ于スル争
ヲ云フ
ニ八三条ヨリ中止ヲ命スレカ如キ
ハ口頭弁論ヲ經ルヲ要セス(八五条ニ項)
若シ請求(即訴訟物)自体ニ于スル問題ナレ
バ主タル争ニシテ中間ノ争ニアラス故ニ
中間判決ノ例ハ訴訟提起ノ又ハ上訴提起ノ適否
カ争トナリタル場合ニ之レヲ適法トナシスル判

決一 妨訴抗弁ヲ棄却スル判決、確認判決ヲ即
時確定、利益アリトスル判決、訴、変更ナシト
スル判決、訴、変更スヘルトナス判決、養絶
人トシテ訴訟ニ加入スルヲ得トナス判決、等コ
レナリ。若シ之レ等ノ場合ニ反対、趣旨ノ判決
アラハソハ終局判決ナリ。
但シ中間ノ争ニ于スル判決ハ向題ニ對スル判
決如何ニヨリ或ハ中間判決トナリ、然ラザレバ
終局判決ニナルモノ、ミト誤解スヘカラス、証
據提出義務ノ存否ノ争、又ハ或レ該拠方法ノ許
スヘキヤ否ヤノ争亦中間ノ争ナリ。

(四) 独立シタル攻撃防禦ノ方法

多ク、攻撃防禦ノ方法也。アレモ、ノミカ己ニ
裁判ヲナシ得レニ至リ、而モ終局判決ハ未ダ之レ
ヲ為スヲ得サレ場合亦中間判決ヲ為シ得ルモ、
ノス。若シ夫レ攻撃方法、或ルモ、理由ナク
防禦方法ノ理由アレハ終局判決ヲ為スヲ得ヘシ。
獨立ト云フノハ訴訟又ハ防禦ヲ維持スレカク
ノ或レ事實上、主張、法律上、效果カ他ト無
係ニ判断シ得ルモ、ヲ云フ、換言スレハ或レ法
律上、效果ヲ生スルニ必要ナク要件ヲ形作ク
事實ニ干スル主張ニシテ此矣、ニニ付テ、ニ判

断ヲ為セハ自然右、法律上、效果、有無ヲ知レ
ヲ得ルモ、ヲ云フ

(註) 確認訴訟ニ於テハ所有権、移転、ミニテ獨
立ノ方法ト云フヲ得ヘシ。消費貸借ニ就テハ
所有権、移転及合意ヲ要ス。又弁済ナラハ所
有権ノ移転ト其ノ意思トヲ要ス。
或ル事實カ或レ法律上、效果ヲ生スルニ必要
ナル要件ヲ為スカ故ニコ、事實、存否ヲ判断ス
ルコトニヨリテ右、法律上、效果、存否カ知リ
得ラレ隨テ其ノ他、訴訟材料トハ比較的無干係
ニ判決ヲ為シ得ル、場合ニ始、テ獨立ナル攻

攻撃防禦ノ方法ニツキテ、判決アルモノトス。故
ニ或レ一ツ、事実カ或レ法律上、效果ヲ生スル
一要件ナル場合ニテモ此、事実ノ存否ソ、モ、
ヲ判断スレドハ、中間判決ヲ以テ為シ得ヘキモ、
ニアラス。例ヘハ消費貸借ノ事件ニ於テ目的物
ノ所有権ノ移転アリシト否ナト云フ一事實ニ就
キテハ中間判決ヲ為シ得ルモノニアラス。消費
貸借ノ意思ハ当事者間ニ争ナキヲ若クハ争アリ
リシモ証拠ニヨリテ之レヲ認メタルカ否ヲ右ノ
所有権移転ト云フ事實ノ存在ト相俟テ消費貸借
ハ成立シタリト云フナラハ之レハ中間判決ヲ

同一請求之別

以テ為シ得ルモノトス。
(弁論ノ制限一一九条ノ場合ニモ亦独立シテ攻
撃防禦ノ方法ト云フアリ。然レニ此ノ場合ハ本
向ノ場合ヨリ意味広汎ナリ。即チ此ノ場合ハ独立
ナル弁論ノ目的トシテ得ル攻撃防禦ノ方法ト云フ
コトヲ得ヘシ。故ニ中間判決ヲナシ得ル場合ハ勿
論或レ法律上ノ要件ヲ構成スル一事實ノ存否ト云
フトニ付キテモ亦弁論ヲ制限スレテ得ルモノトス)
以上ノ如キ独立ナル攻撃防禦ノ方法ニツキテ判断
セラレ訴訟物自体ニツキテハ他ノ諸事ノ判断アル
迄未ダ判断ヲナシ得サレ場合ニ中間判断アルモノ

トス、独立ナレ攻撃防禦ノ方法カ訴訟上ノ問題ニ
干スルトキハ(イ)ニ依テ速ヘタル中間判決トナレ、
最モ此ノ真ニ対シテハ反對説アレトモカケテハ中
向ノ事ハ独立ナレ攻撃防禦ノ區別ナキニ至ル、但
シ一一九条ノ場合、独立シタル攻撃防禦ノ方法中
ニハ訴訟法ノ問題ニ干スレモ、ヲモ包含スルコト勿
論ナリ、

(註) 二二七条ノ前年ノ事実上ノモ、ニシテ、后
年ハ訴訟上ノモノトス、而シテ一一九条ノ方
法中ニハ兩者ヲ合ム、

此ノ中間判決ハ問題トナレレ判決要素ノ存否ヲ

ノミ確定スレモ、ナリ、故ニソノ以外ノ問題ニ侵
入スレテ得ス、從テ或レ他ノ異議ヲ留保シテ訴訟
物其ノ物ニツキテ判断スレバ(例ヘハ留保判決
ノ如シ)ハ中間判決トナスヲ得ス、

(二) 中間判決ヲ為スト否トハ裁判所ノ自由ナリ、

例ヘハ其真ニ弁論ヲ制限シタル場合ト虽モ亦然リ、
(イ) 彼ノ妨訴抗弁ハ其ノ例外ナリ、二〇七条一項
前段、又中間判決ヲナスニハ先ツ弁論ヲ制限シ
コトヲ必要トセス、一一九条、中間判決ヲナシ
タル片ハ裁判所ハソノ裁判ニ干係セラル、カ故
ニ独民訴三一八条其以后ノ手続及判決ハ凡テ中

四六六
同判決ヲ基本トセザルヘカラス。隨テ當事者モ
亦ソノ審級——前、中間判決ハ認レリト主張
スルコトヲ得ス。尤モ中間判決、基本トナリタレ
弁論、終結后新ニ生シタル事實、タソニ前、判
決ハ最早ヤ其、當ヲ得サレニ至レハ斯ガル新事
實ハ用シラルコトヲ妨ケス。例ヘハ取消権ヲ行使
シタル場合、如シ、五四五條參照。而シテ中間
判決カ其、裁判所ヲ羈束スト云フハ一般、場合
ト異ルコトナシ。二四〇條、即チ中間判決ニ於テ
認メタル事實上、限定カ羈束スルモ、ニアラス。
又其、判断ヲナスニツキテ裁判官、採用シタリ

シ法律上、主義ニモアラス。其、向題トナリタ
ル判断其、モノ、ミカ羈束カヲ生スレモ、ナリ。
中間判決、之レニ対シテ独立シテ不服ヲ申立ツ
ルコトヲ得ス。夫レヲ基トスレ終局判決ト共ニ上
訴ヲナシ得レニスキス。三九六條、三九七條、
四三二條、四三三條、但シ例外ハ妨訴抗弁、場
合二七二條、中間調停、場合（二六五條ニ項）
之レナリ。

(四) 独立ナレ攻撃防禦ノ方法を提定セラレタル場
合。

殊ニ夫ニツキ弁論、制限ヲナシタル場合、如

キ場合ニ必スシモ裁判所ハ中間判決ヲナスヲ要
トス。 退テ他ノ兵ニツキ弁論ヲナスモ差支ヘナ
キハ前述ノ如シ、カ、ル場合ハ裁判所ハ未タ以
テ攻撃防禦ノ方法ニ付キ終局判決ヲナスヲ得ス
換言スレハ（攻撃方法理由アリ、若シクハ防禦
方法理由ナシ。）ト思量シタルカタ、ナルヘシ
之レ即チ結果ニ於テハ恰モ中間判決アリタルト
全一ニシテ当事者モ亦自然此向ノ消息ヲ察知ス
ルナルヘシ。
而モ何等ノ判決アリシニ非ルカ故ニ后ニ至リ意
見ヲ変更シ右ノ攻撃防禦ノ方法ニツキ終局判決

ヲ爲スモ固ヨリ妨ソル知ニアラス。
向題トナレハ相殺ナリトス。
原告ノ権利ヲ認メテ相殺ヲ主張スル時ハ独立
ナル防禦方法ナレトモ既ニ原告ノ権利ヲ争ヒ由
アリトスルモ既ニ相殺ニヨリテ原告ノ権利消滅
セリト主張スレトキハ条件付相殺ニシテ民法ノ
規定ト相反スレハコレ独立ナル方法ニアラスト
スルナリ、如斯条件付相殺ヲ持込シタルトキハ
最初ニ通り原告ノ権利ノ有無ヲ研究判断スヘキ
モノトス。

独立訴訟ハ右ノ場合ニ留保判決ヲナストスレト

モ我法ニハ規定ナレハカクスルヲ得ス。

(丙) 留保判決

原告ヲ勝訴者タラシムルト共ニ一面被告ニ対シテハ不服申立ノ方法ニヨルコトナクシテ尚ホ他ノ防凍方法ヲ提告スルヲ得セシムル判決ヲ留保判決ト云フ。

故ニ右ノ判決后所謂后ノ手続ヲ当然ニ其ノ審級又ハ下級審ニ於テ開始セヨレ連テ弁論及判決ヲナシ以テ先キノ判決ヲ維持シ若クハ廢棄ス。故ニ留保判決ハ訴其物ニ付キ裁判ヲナス莫ニ於テ中間判決ハ異ニシテ終局判決ト相似タリ。而モ后ノ手続ニ於ケル終局判決ニ

ヨリテ最后ノ運命カ定マリ留保判決ノミニテハ未ダ終局的ニ判断セラレタリト云フヲ得サレ莫ニ於テ終局判決ハ異ニシテ即チ中間判決ト相似タリ。

留保判決ヲナス場合ニアリ、四二六条、四九一条、之レナリ。留保判決ニ対シテハ独立シテ……上訴シ得ラレ且ツ執行シ得ラレ、莫ニ於テハ終局判決ト同一ナリ。留保判決ヲナス前ニ中間判決ヲナス事ハ固ヨリアリ得ハシ。

(丁) 原因ニ関スル裁判

テニナリ
被告ノ以テ
ニ後シテ控訴
タル所即チ法
ハ判例ニ依リ
テハ訴訟ノ進
展可キ事
被告ハ控訴
得ル事
被告ノ以テ
ニ後シテ控訴
タル所即チ法
ハ判例ニ依リ
テハ訴訟ノ進
展可キ事
被告ハ控訴
得ル事

本訴又ハ反訴ノ訴訟物タル請求ノ原因ニモ又其ノ數額ニモ爭アル場合ニハ先ツ請求原因ノ存在セレヤ否ヤニツキ判決ヲ下シ其後ニ至リ其ノ請求ノ範圍ヲ判決スルヲ得、ニニ八条、茲ニ請求ト云ヘルハ給付ヲ目的トセル所謂請求ヲ云フ、但シ給付訴訟タルト 確認訴訟タルトハ之レヲ向ハス、又茲ニ數額ト云ヘルハ代替物ノ一定ノ數額ト云フカ如ク狭ク之レヲ解釈スヘカヲテ、例ヘハ地所ノ賣買ヲ解除シタル爲ノ原狀恢復ノ訴ヲ起シタル場合ニ登記ノ抹消ヲ求メ取得シタル果實ノ返還ヲ求メ及ヒ代金ノ返還ヲ求ムルカ如キ場合ヲモ包含ス、

七七二

凡ソ一ツノ請求ニシテ存在スレ以上其ノ目的物ナキモノナク從テ其ノ請求ノ範圍ナキモノナシ、範圍同ナラハ隨テ請求存在セス、故ニ請求ノ存在ト其ノ範圍トハ實ハ各独立シ得サレモナリ、從テ各爭アル場合ニ彼ノ独立ナル攻撃防禦ノ方法アル場合ト同視スルヲ得ス、先ツ請求ノ存在ト云フ事ニツキ中間判決ヲ爲スト云フカ如キハ實ハ不可能ナリ、之レヲ爲シ得ルハ畢竟明文アルカ爲メニ外ナラス、故ニ所謂原因ニ關スル裁判ハ中間裁判、中ニ列スルヲ得サルナリ、然ラハ何ヲ原因ト云フヤ、之レハ訴訟ニ請求ノ原因ト

シテ記載スヘキ規定ナルモ、ト必スシモ全一トラス、
之レニアリテハ原告ノ請求其モ、成立スルニ至レル
其ノ事実ノミヲ指ス。故ニ例ヘハ消費貸借ノ場合ニハ
消費貸借ノ成立セルノミヲ記載スレハ足り。其後如
何ナル消滅原因モ発生セスト云フハ記載スルヲ必要
トセス。蓋シ之レハ被告ノ立証責任ニ属スル事項ナレ
ハナリ。然ルニ本向ノ場合ニ於テハ請求ノ成立ニ干ス
ル事項ノミナラス其ノ請求ニ対スル總テノ異議ヲ包含
ス。故ニ所謂請求原因ヲ認メラルハ、ノミナラス尚ホ抗
弁ヲ提発セラレサル場合ニ於テ若クハソノ提発アリタ
ル場合ニ其ノ理由ナキトモ判断セラレタル場合ニ於

テ初メテ所謂原因アリト、判決ヲ爲スヲ得ルモノトス

(若シ夫レ請求原因ニシテ認メラレス若シケハコハ認
メラル、モ抗弁理由アレハ原告敗訴ノ終局判決ヲナ
スヘキナリ)。原告ノ過失ノ認メ得ヘキ場合民法七二
二条ノ如キ又然リ。但シ幾何ノ額迄對酌スヘキヤト
云フヘキハ常ニ數額ノ判決ニ於テ之レヲ判断ス
相殺ノ抗弁ヲ提発シタル時ハ相殺ノ用ニ供シタル債
權ノ成立及數額迄ヲ判断スルハ原因ノ裁判ナリ。原因
ト云フハ他日數額ノ判決ヲナス時ニ只數字ノ向額ヲ

殊不外何等、判断ヲ要セスト云フ程ニ濶キ付ケルモ、
 ト解スヘカラス。例ヘハ損害、賠償、場合ニ幾何、損
 害ナレバハ不明ナレモ多少、損害アリシト云フ追原因
 ノ裁判ニ於テ判断シ置カサレ^{ハカサレ}ニアラス、蓋シカ、ル真
 ニ追進ニテ判断ヲナス以上ハ訴訟全部ノ判断ハ僅ニ向
 一發ヲ入ル、モノニシテ原因ト数額トニ分ツヘキ利益
 モ認メサレムナリ、

数的ノ独立ナレバ訴訟ヲ併合訴訟ナレトキニ其ノ一ニ
 ツキ一部判決トシテ原因ニ干スル裁判ヲ為スヲ得ヘシ
 (複合的併合ノ場合亦然リ、例ヘハ馬一頭ヲ引渡スヘ
 シト云フカ如シ)

原因ノ裁判ヲ為ス前ニ乙ニ述ヘタル中間判決ヲ為シ
 得ルハ勿論又原因ノ裁判ヲナスト否トハ勿論裁判所ノ
 自由ナリ、原因ノ裁判ヲ為シタル場合ハ独立シテ上訴
 (ニ六八条一項)ヲ為スヲ得、之レハ原因ノ裁判ヲナ
 ス要件ナリトシ実ハ中間判決ヲナスヘキニ拘ラス原因
 ノ裁判ヲナシタル場合亦然リ、例ヘハ請求人原告ノ主
 張、如キ不法行為ヲナシタルヲ否認シ尚彼ニ之レマ
 リトスルモ乙ニ時効ニカ、レリト抗弁シタル場合ニ先
 ツ不法行為、有無ヲ原因ノ裁判トシテナシタル場合、
 如シ、然ルニ之トニ對シ仮令裁判所カ如何ナレ名称ヲ
 付スルニモセヨニニ八条ノ要件ヲ具フル場合ニ限リ独

立シテ上訴ヲナスヲ得ルニ説キリ

之レト反對ニ原因ノ裁判ヲ裁判所ハ二二七条ニヨリ
中間判決ナリトシテ之レヲ為シタル場合ニ於テハ
上訴ヲナスヲ得ヘシト、コニ付テハ異説ナシ
數額ニツキテ、手續ハ原因ノ判決ノ確定后ニ之レヲ
ナスヲ原則トスレモ申立アレハ判決ノ送達又ハ上訴ノ
有無ヲ同ハス自由ナル判断ニヨリテ之レヲ命スルコトヲ
得(二二八条ニ項) 此ノ手續ニ於テ先ノ判決ハ勿論
裁判所ヲ羈束ス、但シ何等ノ數額ナキコト明トナレハ原
告敗訴ノ判決ヲ為スヘキハ勿論トス、原告闕席スル時
ノ判決亦然ト、二四八条

(三) 留保判決及原因判決ニ共通ナル事

留保判決モ亦原因判決モソレヲナシタル裁判所ヲ
束スルコトハ前述ノ如シ、此外之等ノ判決カ確定シタル
場合ニハ其ノ主文ニ包含セラレタル判断ハ后ノ手續又
ハ數額ノ手續ニ於テ上級裁判所ヲ羈束ス(但シ之レハ
留保判決又ハ原因判決ノ目的トナリタル請求ノ部分ノ
ミニ限ラル、故ニ后ニ擴張セラレタル部分ニツキテハ
羈束カヲ及ボサス、又此ノ羈束カハ其ノ訴訟ニツキテ
ノミ及ブモノニシテ同一ノ訴訟物ニツキ別ニ訴ヲ起シ
タル場合ニハ何等ノ羈束カヲ及ボサス、何トナレハ未

夕終面判決アリシニマテサレムナリ。又判決ニ於テ判
断スヘキ其ノ判断セシテ后、判決ニ讓リケル場合、
例ハ、原因、裁判ヲナスニ當リ被告ノ抗弁ニツキテハ
何等ノ判断ヲナサス、之レヲ數額ノ判断、際ニ讓リタ
ル場合ニアリテハ勿論此、其ニハ羈束力ヲ及ホサス
故ニ留保判決、場合ニハ后、手続ニ於テハ只留保セ
レタル防禦方法、ミツキ審究スルヲ得ヘク又原因判
決、場合ニ於テハ數額、手続ニ於テハ數額、其ニミ
審究スルヲ得レ、ミ、但シ前ノ判決ノ基本タル口頭弁
論、終面后ニ生シタル事實ヲ參酌シテナラハ前ノ判決
ニ羈束セラル、ナシ（五四五條）

例ハ、其後并清若シクハ取消アリケル場合、如シ、后
、手続又ハ數額、手続ト前ノ判決ニ對スル上訴ト同時
ニ継続スルナキニ必ス、然レニ凡ソ后、手続又ハ數
額、手続ニ於ケル判決、成立ハ前ノ判決ヲ確定スレ
テ條件トスルモノナリ、故ニ后、手続、又ハ數額ニ於
ケル判決確定スルモ其、后ニ前ノ判決ヲ廢棄セヨレテ
確定シタレ時ハ当然消滅ス、故ニ此、條件成就スレ
ハ后、手続又ハ數額、手続ニ於ケル判決ニ對スル執行
文ハ之レヲ附與スルヲ得ス（五一八條ニ項）

第一款 乙、以上述べタル以外、標準ニヨル

(一) 本案判決ト訴訟判決

本案判決トハ訴訟物ニツキテノ判決ヲ云ヒ、訴訟判
決トハ訴訟上ノ問題ニツキテノニナサレ、判決ヲ云フ
例ハハ訴訟提起ノ適否又ハ本案ニ入ルヘキ要件ノ欠如等
ノタメニ訴ヲ却下スル判決ノ如シ

(二) 陪席判決ト通常判決

陪席判決トハ全ク并論ヲナサ、ルカタノ(二五一条)
其ノモ、為ニナサレ、不利益ナレ判決ニシテ之レニ

対スル不服ノ申立ハ他ノ場合ト異ニシテ則チ故障ノ方
表ニヨルモノヲ云フ

通常判決トハ其他ノ判決ヲ云フ、故ニ所謂陪席判決
ハ勿論仮令当事者、一方陪席セル時ニナサレタル判決
ニテモ陪席者ニ利益ナル判決ハ陪席判決ニ非スシテ通
常判決ナリ、故ニ被告欠席シタル場合ニ原告敗訴ノ本
案判決(二四八条)又ハ訴訟判決ハ通常ノ判決ナリ
(原告陪席ノ場合ニ訴訟要件缺欠ノタメ訴ヲ却下スル
判決ハ陪席判決ナリ)ニ四七条

尚拋棄ノ認諾判決ハ常ニ通常判決ナリ(例ハハ一方
カ陪席シタル場合ニ出席者カ拋棄、又ハ認諾シタルニ

ヨリ其后相手方カ期日指定ノ申請ヲナシ其ノ期日ニ於
頭ニ拋棄認諾判決ノ申立ヲナシタル (二二九条)。
恰モ拋棄認諾者ハソノ際閱席セル場合ノ如シ。蓋シコ
ノ場合ハ拋棄若シクハ認諾ト云フニシテ蓋シキテ判決
ヲナシ得ル場合ニシテ閱席判決ニ于スル規定ハ又適用
ノ餘地ナレハナリ。カ、ル場合ニハ一般ノ規定ニヨ
リ閱席判決ヲナストノ説アリ。之レ
(三) 本案判決、追加判決、附加的判決、

訴訟物又ハ費用^(費)ニツキ裁判ヲナスニ際シ或レ部分ヲ
脱漏シタル場合ハ后ニ此、莫ニ付判決ヲナスヲ追加ス

ル裁判ヲナスヲ追加判決ト云フ

附加判決トハ判決言渡后上訴前当事者ニ変更ヲ生シ
タル場合ニ特ニ此、莫ニツキテ、ミナサレ、判決ヲ云

フ、
(第一ノ甲、一ノ終、参照)

本案判決トハ之レ等ノ判決ニ対シテ其他ノ判決ヲ云

第二款 判決ノ形式、表決、言渡、送達

第一項判決ノ形式

- (一) 当事者及其ノ法律上代理人ノ表示ニ三六条一項・従参加人アレハ之レ亦之レヲ表示スヘキモノトス、之レ等ノ表示ハ通常判決書ノ冒頭ニ載スヘケ (氏名ハ雅号、藝名ケルヲ妨ケス)
 - (二) 裁判所及ヒ部及裁判ヲシタル判事ノ表示ニ三六条五項・之レハ各判事ノ署名捺印ニヨリテ之レヲナス、二三七条一項・此ノ部分ハ通常判決書ノ最后ニ之レヲ記ス
- 以上一ニノ事項ニ不完全ナレ箇所若シクハ誤レ

ル箇所アレハ之レハ性質上既ニ著シキ誤謬ナレバ故ニ更正決定ヲ以テ之レヲ改ムルヲ得ヘシ、三四一条

- (三) 判決ノ實體ハ主文事實理由、三部ヨリナル、
 - (イ) 主文ハ訴其モ、又ハ終局判決前ニ先ツ裁判ヲナスヘキ其モ、之レハ第一款、一、乙乃至丁ニ干スル裁判所ノ宣言ヲ表示スレモ、ナキ事實及理由ノ前ニ之レヲ記スヲ普通トス、二三六条四項

判決

当事者

主文

事實

理由

裁判所部判事 氏 名

(ロ) 事實トハ何ニツキテ裁判セラルルヤヲ記載ス
 ルモノナリ、即チ裁判ノ資料トナリタレモ、マ
 表示スレモ、ニシテ先ツ当事者ノ申立ヲ挙示シ
 更ニ当事者ノ口頭ニテ陳述シタレ知ニ基キ事實
 及争負ヲ摘示スレモノナリ、ニ三六条ニ項、
 (A) 当事者ノ口頭ニテ陳述シタレ知ヲ基本トス
 ルカ故ニ準備各面 其他ノ各面ヲ記載ニ基ク

ヲ得ス、

(B) 其ノ事實ノ内容ハ事實及争負ナリ、即チ先
 ツ本案ノ申立ヲ特ニ申出ツ様ニ表示シ更ニ其
 ノ申立ヲ維持スレ事實上ノ主張、之レニ対ス
 ル答弁ヲ表示スコノ際明ニ争ヒタルヲ、自白
 シタルヲ、(明示、又ハ黙示) 及ヒ何等ノ答
 弁ヲナササルニヨリ、一一一条ニヨリ自白ト
 看做サレタル機制的自白トヲ區別シテ記載ス
 ルヲ要ス、何トナレハ、四一七条機制的自白
 四一八条、明示又ハ黙示、自白) 等、適用ヲ
 異ニスレハナリ、

証拠方法ノ申出ニ一三條亦之レヲ記載セサル
ヘカラス。但シ右ニ自白アリテ証拠ノ必要ナ
キニ至リタル場合又ハ右申出ヲ許シ証拠調ヲ
ナシタル場合ハ申出ヲナシタルヲ特ニ記載
スル必要ナシ。又証拠方法ニ對スル相手方ノ
陳述ニ一三條ハ亦之レヲ記載セサルヘカラス
証拠論ノ結果(例ヘハ証人ノ陳述、証人ノ内
容等)ノ或ハ検証ノ模様等又之レヲ記載セサ
ルヘカラス(但シ証人ノ場合ニハソノ内容ヲ
記スヲ要セストスル説アリ)。証拠ニ對スル
評價ノ理由中ニ記載スヘキモノナリ。

又所謂訴訟歴史ハ判決ノ事實中ニ記載スヘキ
モノニアラス。一三〇條、一三四條參照。陸
ヲ判決ニ干係アルモノ、ミヲ記載スルハ足レ
即チ裁判所職權ヲ以テ調査スヘキ矣(例ヘハ
訴訟ノ送達、遺言)ニシテ其ノ真ニツキ裁判
スヘキ場合又ハ当事者間ニ争アリタルキニ
其ノ真ニツキ判断ナスヘキ時ハソノ事項ノミ
ヲ記載シ其他当事者ノ変更ノ訴訟ノ指揮ニ干
スル命令ニシテ高裁判ノ上ニ干係アルモノ(例
一一八條、一一九條)中間ノ裁判等モ亦記載
スヘキ訴訟歴史ナリ。

(C) 内容、記載、指示ナリ。

当事者ノ口頭演述ハ如何ニモアレ判決ニ記載スヘキハ之レヲ指示シタルニ止レ(摘要)故ニ当事者ノ事實上ノ主張ノ順序カ如何ニモアレ判決ニ之レヲ論理的ノ順序ニ随ヒテ配列スヘク又不必要ナル主張答弁等ノ之レヲ記載スル必要ナシ(但シツ、必要ナリシト云フハ專ラ自己ノ見解ニ随テ必要ナリト認ムレ、ミヨ云フニアラス、法律上ノ見解ヲ異ニスレハ或ハ必要ナレヤモ知レサレカ如キト云フ、蓋シ上訴シタル場合等ニ於テ其ノ事實ハ

己ニ原審以來主張シ居タリシト云フトハ少ナカラサル關係ヲ生スヘケレハナリ。四四六条、控訴審ニ於ケル開釋判決、場合亦然リ。四一九条)

(ハ) 右ニ述ヘタル事實ヨリ如何ニシテ主文ノ如キ判決ヲ爲サレ、ヤヲ説明スル部分カ理由ナリ、故ニ理由ニハ一面ニ事實ノ限定特ニ該物ノ評價ヲナスト共ニ一面ニ適用セラレヘキ法則ヲ掲ヘ且ツ此ノ法則ヲ限定シタル事實ニ適用シテ生スル結論ヲ掲ヘキモノトス、判決ニ理由ヲ備ヘサレハ絶対的法則違反トシテ上告ノ理由トナレ

判決

滋賀縣 原告 福田熊吉
福岡縣 被告 田口清一郎

右當事者向大正四年八月三十三號賣掛代金支拂事件
判決スルコト左ノ如シ、

本文

被告ハ原告ニ對シ金五十円及之レニ對スレ大正四年
四月二十三日ヨリ完済ニ至ル迄年五分ノ損害金ヲ支拂

訴 状

滋賀縣何々郡……原告 福田熊吉
福岡縣……被告 田口清一郎

賣掛代金請求ノ訴

請求ノ目的物

一金五十拾円也

賣掛代金

前記金額ニ對スレ大正四年四月二十三日ヨリ完納迄、年五分
割合ノ損害金

一定ノ申立

欠

ヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

事實

原告ハ主文第一項ノ如キ判決ヲ求ムト申立テ其ノ請
求原因トシテ陳述シタル事實ノ要領ハ原告ハ大正四年
四月三日被告ニ對シ筆書一棹ヲ金九十円ニテ賣渡シ内
四十円ハ即時支払ヲ受ケ残り五十円ハ同年四月二十二
日ヲ以テ支払期ト定メタルニ拘ラス被告ハ其ノ義務ヲ
履行セスト云フニアリテ立証ト甲第一号証ヲ提出シ証
人川村正遷ノ陳述ヲ援用シテ第一号証ノ成立ヲ認メタ

被告ハ原告ノ請求ヲ棄却ストノ判決ヲ求ムト申立テ
 其ノ答弁ノ要領ハ原告主張ノ如キ賣買アリシ事ハ之レヲ認
 ムルモ代金ノ内一部ノ支拂及残部ノ支拂期ニ于スル原
 告ノ主張ハ之レヲ認メス。代金ハ大正四年十二月末日
 ヲ以テ支拂フ約定ナレヲ以テ原告ノ本訴請求ハ不要ナ
 リト云フニアリトシテ立証ナシトテ乙第一号証ヲ提出
 シタリ。第一号証ノ成立ヲ認メタリ。

理由

原告主張ノ売買成立ニ于スル事實ハ被告ノ自白スル

トコロナルモ代金支拂ノ時期ニ于スル^其主張事實ハ被告
 ノ被告ノ争ヲ知ヲ以テ証拠ヲ採スルニ成立ニ争ナキ甲
 第一号証ト証人川井正進ノ憑信スヘキ演述トヲ照合スレ
 ハ原告ハ前記主張事實ハ全部之レヲ認定スルヲ得ヘク
 乙第一号証ヲ以テハ此認定ヲ覆スニ足ラス。依テ原告
 本訴請求ヲ理由アリト認メ訴訟費用ハ民事訴訟法第七
 十二条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス。

福岡縣福岡區裁判所

判事 何

某印

第二項 判決、評決

五〇〇

合議裁判所ニ於テハ定数、判事（裁構一〇九条）不
公的ニ評議ヲナシ（裁構一〇一条、一〇二条）過
半数、意見ニヨリテ之レヲ定ム、（一〇三条）此、
評議ニ参與シ得ルハ判決、基本タル口頭弁論（判事ニ
変更アリタル場合ニハ即チ最后、口頭弁論）ニ公會
タル判事ニ限ル、二三二条、評議定マレハ主文ヲ作成
ス、之レニ事實、部及理由、部ヲ附加シテ完全ナレ判
決（原本）ヲ作成スル、ハ其、后ニ於テモ可ナリト虽
モ言渡ヨリ一週間ヲ超ユルヲ得ス、二三七条二項、但
シコハ部内、事務上、規定ナルカ故ニ之レニ違背スル

モ服務規律上（裁構一四〇条）、判裁マレハ格別判決
其モ、上ニハ何等、影響ナシ、原本ニハ裁判、評決
ヲナシタル判事署名捺印ス、二三七条一項前段、若シ
倍率判事差支ヘ、為ノ署名捺印スレコト能ハサルトキ
ハ裁判長其ノ理由ヲ記載シ、裁判長之レニ署名捺印ス
若シ裁判長差支ヘアレ場合ニテハ上席、陪席判事之レ
ヲ為ス、其、判事差支ヘアレハ次席、判事之レヲ為ス
以下之レニ做フ、

差支ヘト云フハ 不在 病氣 死亡 等ノ事實、差
支ヘノミナラス原本作成ニ至ル迄、向ニ辭職、職所
転官等其、受訴裁判所、一員タルヲモ止ミタレコトヲ

五〇一

云フ

故ニ判事全員ニカケル差支アルトキハ、判決原本ハ之
レヲ作成スルヲ得ス、即チ完全ナル判決トナレトコト不
能ナリ、而モ主文ノ朗読ニヨリ判決ヲ言渡シタレトキ
ハ免ニ角判決ハ存在セシカ故ニ其ノ正本ヲ作り(二三九
条)、其ノ送達ヲナシ(二三八条)又執行ヲナスヲ得ヘ
シ、但シ敗訴者ハ二三六条、二三七条、二二九条セリト
ノ理由ニヨリ上訴ヲ為ス、道アルノミ、然レ時ハ控訴
裁判所ニテハ四二三条、上告裁判所ニテハ四四七条、
四四八条ニヨリ裁判ヲナス(カ、ル判決ハ少クトモ四
三六条七号ニ該当スルモノナリ)(再審ノ方法ニヨル

五〇二

ヘキモノニ非ス、又或ハ弁論ヲ再開スレモノナリトノ
説アルモ判決ハ其ノ言渡シアレハ外部ニ対シテハ己ニ
判決トシテ成立スレモノナリ、判決成立后ノ弁論再開
ト云フハ意味ヲナサス、評決后言渡前ニ判事ノ全員カ
死亡シ而モ主文ヲ作成シテラサルトキハ弁論ヲ再開ス
ルノ外ナシ) 反之主文ヲ作成セスシテ先ツ言渡シタ
ルニハ如何ト云フニ或ハ此ノ場合ニハ判決ナキモノト
目スヘキカ故ニ弁論再開ノ外ナシトノ説アレトモ免ニ
角言渡シアリタルモノナレハ外部ニ対シテハ判決アリ
タルモノナレハ前ニ述ヘタル判事ノ署名ナキ場合ト同
様ニ論スルヲ可トス、

五〇三

判決原本ニハ書記カ言渡、日及原本領收ノ日ヲ記載
シ之レニ署名捺印ス、二三七条三項

右ニ述ヘタルカ如ク主文ヲ記載シタル書面ヲ朗読ス
ルモ、ナリ、之レハ如何ニナリ行ケヤ、言渡当時判決
カ署名捺印迄モ完全ニ出来ヨリヲレハ之レヲ朗読スル
モ、ニレテ此、判決ハ言渡調書ヲ添付ス、一三〇条ニ項
ノ五、

又ハ特ニ主文、為ノノミニ作りタレ書面又ハ后ニ之レ
ニ事実及ヒ理由等、部ヲ附加シテ完全ナリ判決トナス
ヘク己ニ主文、ミハ之レヲ記載シアルハ書面アル場合
ニハ之レ等、書面、朗読ニヨリテ判決、言渡ヲナシ而

テ此、各面ハ調書ニ附録トシテ添付セラル、一三〇条
三項、

第三項 判決、言渡

判決、口頭弁論、終結シタル日、又ハ直ニ指定スヘ
キ期日ニ公同、法廷ニテ言渡サ、レヘカラス、ニ三三
条（裁構一。五条后段）
言渡、期日ハ弁論終結、日ヨリ七日ヲ過キルヲ得ス、
二三三条、然レトモコハ原本作成ノ期日ト全様内部、
事務上ノ規定ナルモ故ニ之レニ反スルモ判決ノ瑕疵ト
ハナラス、又コ、期日ハ之レヲ変更スルコトモ出来レ

ハシ、又、并論終結、日直ニ期日ヲ指定セザレモ判決ノ瑕疵トムナラス。

言渡ハ判決主文ノ朗読ニヨリテ之レヲナス、二三四
条、故ニ其以外ニ己ニ主文ヲ書面ニ作成セラレヲサ
ルヘカヲサレルトハ明ナリ、但シ開席判決ハ主文作成前
ト虽モ之レヲ為スコトヲ得、二三四条一項、(拋棄認証
判決モ亦然リトノ説(独民三一一條后段)アリ、我民訴
ニハカ、ル明文ナシ)、判決理由ハ之レヲ言渡スコトヲ
相当ト認メタル場合ニハ之レヲ朗読シ(コハ原ホモ己
ニ作成セラレタル場合ヲ予想ス)、又ハソノ要領ヲ告
ク、二三四条一項(刑訴ニハ三條参照)

言渡ハ判決ノ評決ニ共リタル判事ナレバ要セス、二
三ニ條参照、又当事者、在野ヲ必要トセス、二三一條
后段、コレ蓋シ期日ヲ懈怠シタルモ、カノ利益ヲ蒙ル
ニ外ナラス、故ニ期日ノ指定ヲ等閑ニ為サレタル場
合ニ限レル論ナシ、言渡ニヨリ判決カ効カヲ生スル
ニ三五条ニ項、
原ホノ作成ニヨリテ然ルニハアラス、故ニ言渡アレル
己ニソノ裁判所ヲ羈束ス、三四條、故ニソノ裁判所
ハ又ソノ裁判ヲ変更スルコトハ出来ス、從テソノ判決ヲ
基本トシテ爾后ノ行動ヲ執ラザルヘカラス、(第一項
一号ノ令及乙ニ参照)

言渡ハ言渡スヘキモノヲ全部言ヒ終リタル時ニ初ノナ
之レアルモノトス。故ニ裁判長カ既ニ終分ウ言渡ヲ初
ノタル場合ニ言渡ヲ中止スル時ハ之レ末タ言渡ナキモ
ノナリ、故ニ后ニ至リ夫レト異ル裁判ヲナスヲ得ヘシ。
若シ夫レ言渡ヲ終リタル后ハ更正決定若クハ追加判決
ヲ以テ代フルヲミ。ニ三ノ条、ニ四ノ条。

第四項 判決ノ送達

送達故障期間。ニ五五ノ条ニ項。上訴期間。四ノ条
一項、四三ノ条一項、上訴期間ヲ開始シ又從テ上訴
許スヘキ一要件トナリ又執行ヲ開始スル一要件トナレ

五二八ノ条一項

而テ判決ノ送達ハ裁判所書記、一三六ノ条之レヲナシ
当事者自身之レヲナスニ非スト虽モ送達ハ当事者、申
立アリタル場合ニ限り之レヲナス、ニ三八ノ条、申立ナ
キニ拘ラス職權ヲ以テソノ送達ヲナスハ例外ナリ。人
訴一五ノ条、ニ六ノ条、三八ノ条、六ノ条一項、右ノ如ク送
達ハ申立アレハ各当事者ニ對シテ之レヲナス、故ニ各
当事者、上訴期間ハ別々ニ始リ別々ニ終了ス。然レト
モ自己、上訴期間ハ自己ニ終了セシモ相手方カ尚上訴ヲ
ナシ得ル間ハ若シ右ノ相手方上訴ヲナセハ自己ハ附帶
上訴ヲナシ得ル故ニ四、五ノ条、四、四ノ条ニ項、從テ

自己敗訴、部分未々確定セス、故ニ判決人当事者、
何レカ后ニ上訴期間、終リタル時全部一時ニ確定スル
モノナリ、

コト一何、請求ノ一部ツ、ニツキ互ニ勝敗アリタル場
合ニハ限ラス、客観的併合訴訟、場合ニツ、或レ請求
ハ原告勝訴シ他、請求ハ原告敗訴シタルモ如キ場合亦
然リ、

送達セラレ、モノハ判決正本ナリ、三三八条正本ハ
判決原本カ完成シタル后始ノテ之レヲ附送スヘキモ、
ナリ、三三九条一項、(例外ハ第二ノ判事全員署名捺
印ニ差支ヘマレ場合ニ限ル)

正本トハ判決ノ謄本ニ書記カ右正本ナリトノ記載(註
証認)ヲナシ之レ書記カ署名捺印シタルモノヲ云フ、
故ニ又原本ノ完成セサル向ハ送達モ亦之レヲナスヲ得
ス、二三八条、上訴亦從テ之レヲナスヲ得ス、但シ原
本ナキニ拘ラス正本ノ送達ヲナシタル時ニ上訴ヲナシ
タリトモ此ノ上訴ハ当然無効ニアラス、則チ賣向板
ノ抛棄又ハ喪失アレハ上訴ハ完全ニ効カヨ生スルモ、
トス、(但シ絶対ニ無効ナリトスレ説アリ)

第一、判決ノ変更即形式的確定力
更正決定 追加判決

一、判決、変更

判決ヲ行ハシタル裁判所ヘ夫レヲ言渡シタルト同時ニ
其ノ裁判ニ羈束セラル、二四〇条、

(イ) 之レハ終局判決タルト中間判決タルト其他如何
ナル判決トナ向ハス、

(ロ) 裁判ヲ為シタル裁判所ハ例外トシテ自ら棄棄変
更シタル場合アリ、

(A) 控訴審ニ於テ防禦方法ヲ却下シタル為メナサ
レタル留保判決ハ后、手続ヲ以テ棄棄変更セラ
レタル、場合、四二六条、(証各訴訟ニ於ケレ

留保判決亦然リ

(B) 控訴判決ニ對シ道去ナル故障アリタル場合、

(三) 判決ニ對シ道去ナル上訴アリタル場合ニハ上訴裁
判所ハ下級審、裁判ヲ廢棄変更シ得ヘシ、

(三) 甲) 確定、時期

確定(所云形式的確定)カハ判決ニ對シ通常、方表
(上訴又ハ故障)ヲ以テ不服ノ申立ヲ為スヲ得ス、(上
告審ニ於ケレ通常判決)、若シタハナサレザレニ至リタ
ル(上訴又ハ故障期間ヲ經過シタル場合)、場合ニ之
レヲ生ス、四九八条一項、七七確定シタルハトテ之レ

ヲ變更スル方法絶対ニナキニ非ス。則チ

(イ) 原状回復・申立ヲナスコト。一七四條・一七六條
ニ項三号。

(ロ) 訴ノ方法ニヨルコト。
則チ再審・四六七條以下。

除却判決ニ對スレ不服ノ訴、七七四條一項ニ
コレナリ。(此、他仲裁判断ニ對シテハ訴ヲ以テ

ノミ不服ノ申立ヲナシ得ルモノナレトモ仲裁判断
ハ判決ニマラス。コトニ入レズ。又請求ニ下スル

異議・訴、五四五條(執行又附子對スル異議ノ訴(五四六))等ハ何レモ原判決ソノモノ
ヲ廢棄セントスルニムマラス。又禁治産ヲ宣告シ

タル裁判又ハ禁治産取消ノ申立却下ノ裁判ニ對シ
テハ上訴ヲナスヲ得ズ。惟訴ヲ以テ不服ヲ申立ツ
ルヲ得ルニ止ル。人訴五五條・六三條・六六條・
準禁治産宣告ノ裁判又ハソノ取消申立却下ノ裁判
亦然リ。六七條一項。然モ之等ノ裁判ハ決定ニシ
テ判決ニマラス。故ニ何レモコトニ入ラス。
故ニ

(A) 上訴又ハ故障ヲ訴サレ判決。
(上告審ノ判決) 及ヒ除却判決七七四條一項
ハ言渡ノ目的確定ス。

(B) 通常ノ判決及故障ヲ訴サレ判決。三九八條
トナシ

ハ上訴期間、経過、共ニ確定ス。

五二六

(C) 故障ヲ許ス判決ハ故障期間、経過ト共ニ確定ス。

(D) 一方、当事者ハ上訴ヲ放棄スレモ、他方カ上訴スレ時ハ附帶上訴ヲトスヲ得。四四ニ示。故ニ一方、放棄アリタルノミニテハソノ敗訴、部分ハ未タ確定セズ、附帶上訴権ヲモ放棄スレハ直ニ確定ス、則チ上訴期間経過ト共ニ效力ヲ生ス、又当事者双方上訴権ヲ放棄スレハ直ニ確定ス、則チ之亦上訴期間経過ト共ニ效力ヲ生ス。故障ヲ放棄シタル時ハ二六四條放棄者ノ敗訴、

部分ハ直ニ確定ス。蓋シ附帶故障ト云フモ、十
ケレハナリ。

放棄ハ判決前ニ之レヲ為スヲ得ス。蓋シ放棄ハ為サレタル判決ニ対シ不服ヲ申立スト云フ意思表示ナレハナリ。(但シ反対説アリ、則チ単純ナル放棄ハ契約トシテハ有效ナリ。故ニソレニモ拘ラス上訴シタル時ハ相手方ハ抗弁トシテコノ契約ヲ立証スルヲ得。然レ時ハ上訴ハ許スハトラストシテ却下スヘシトスル説アリ。或ハ后、契約ノ——結果言渡ト同時ニ直ニ確定ストス、説アリ。或ハ單ニ民法上、義務即表

五二七

示、義務ヲナスニ過ストスル説アリ

拋棄ハ一方の意思表示ニシテ相手方、承諾ヲ要セス、ソノ意思表示ハ口頭弁論、際裁判所(受命判事、受託判事ヲ含ム)、ニ対シテ之レヲトス相手方、在否ヲ問ハス又口頭弁論外ニ於テ拋棄、各面ヲ相手方ニ送達スレモ可ナリ、之レハ取下ハカ、レ送達ヲ以テモ之レヲトシタレモ、トレハ一九八条三項、三九九条一項、四〇八条、四四四条ニ況ニヤ取下ヲキモ更ニ重大ナル拋棄ハ送達ニヨルヘキモノナレト明ナリ、(通説ハ無方式ニ相手方ニ拋棄、意思ヲ表示スレハ

足ル)

凡ソ相手方又ハソノ法律上若クハ訴訟代理人カ詐欺、強迫等ヲトシ之レニヨリテ自命カ或ル訴訟行為ヲトシタル場合ニ判決カソノ訴訟行為ニ基キテトサレシ場合ニハ再審ノ原因トナレ、四六九条、

故ニ

(一) 乙ニ其判決カ確定シタル場合ニ若シ共ノ上訴期間内ニ上訴ヲトシ得サリシナラハ天災其他ノ時變ニ基キシナラハ原状回復ノ申立ヲトシテ上訴ヲトシタル上右ノ詐欺、強迫等ヲ主張シ以テ原判決ヲ廢棄セシムルヲ得ハシ、之レニ反シ原

收回後、原因ナキ場合ハ再審、訴ニヨレ、外ナ
シ、四六九条、故ニ

(二) 若シ又現在、審級ニ於ケル口頭弁論ニ於ケル
ソノ原因ヲ主張シ得ル時ハ之レヲ主張シテソノ
行為ヲ取消スヲ得ヘシ、判決、言渡アリタル后
ハ上訴ニヨリソノ原因ヲ主張シ以テソノ判決ヲ
放棄スレヲ得ヘシ、(其ノ原判決カソノ行為ニ
基キテナリシ場合)又上訴ハ之レヲ一度之レヲ
為セシモ其ノ取下カ詐欺強迫ニ基キタル時ハ(一)
而シテ上訴期間未タ存スル場合ハ(一)存セザル
ニ至レハ(一)ニヨル)、單ニ期日指定、申請ヲ為

シ、其ノ日ニ出頭シ、取下ハ云々ト云フヲ主
張スレハ可ナリ、夫レ上訴又ハ故障、拋棄カ
少サキ強迫ニ基キタル場合ニ既ニ上訴期間ヲ經
過シ居レル場合ハ(一)ニヨリ猶上訴期間ヲ余ス場
合ニハ(二)、如ク或ハ上訴ヲナシ、或ハ一旦上訴
シタルニ拘ラス之レヲ拋棄シタル場合ナラハ期
日指定、申請ヲ為スヘキナリ

(乙) 確定スル判決ハ凡テ、終局判決ハ勿論終局判決前
ニナサレタル或ル判決則チ原因判決ニニ八条、留保
判決、四二六条、(証人訴訟、留保判決、四九一条
参考)、或ル種、中間判決、二〇七条ニ亦亦然リ、

一部判決ハ終局判決ナレバ故ニ夫レニ独立シテ確定スルヲ勿論ナリ

(丙) 適法ナル(即チ時期形式場合) 上訴又ハ故障アレバ確定ハ相手当事者ニ対シテ遮断セラレ(四九八条二項) 然シテカレ上訴又ハ故障アレハ更ニ弁論ヲナシ或ハ原判決ヲ不当ト認メテ之レヲ廢棄変更シ或ハ之レヲ相当ト認メテ上訴又ハ故障ヲ棄却スル等ノ判決ヲナシ茲ニ始メテ事件カ終了セラルルハ故ニ此時ニ至リ始メテ判決確定ニ至ル故ニ例ハハ離婚ノ判決ニ對スレ上訴カ棄却セラレタル場合ハ之レ棄却ノ判決確定ト共ニ離婚アリタル事ト

ナル、原判決アリタル時ニ適シテ離婚アリタルモトナレモニアラス

反之上訴又ハ故障カ不適法ナリシカ爲メノ却下ノ判決アリタル場合ニハ上訴又ハ故障ハ元來生來サリシモノナリ、換言スレバ確定ノ遮断セサシモノナリカ判決セラレタルモノナリ、故ニ確定ハ此ノ場合原判決ニ對スレ上訴又ハ故障期間ノ満了ト共ニ之レヲ生ス、則チ確定ハ己ニ客觀的ニ生シ居リタルニ只ソレカ一時不明ナリシト云フニ止ル

(丁) 確定ハ双方全一時期ニ生ス

蓋シ判決、送達、申請アレハ裁判所ハ當事者相方
ニ対シ送達ヲナスヘク而モソノ送達ハ勿論時ヲ異ニ
スハシト虽モ確定ノ時期ハ相方ニ對シ全一ナレハ
第一項、第四條ニ改メテ、

(戊) 確定ノ証明

確定証明ハ書記之レヲ附共ス。四九八條、
普通ハ一審ノ書記之レヲ附共スルモ記録ヲ上級審
ニアレハ其ノ上級審ノ書記之レヲ附共ス。四九八條
一項ニ項、凡テ確定証明ヲナス際書記裁判所ノ行為
ヲナスモノナリ。而シテ確定シタルノ証明ノ材料

ハ申請者之レヲ供スヘク上新ナシト、事案ハソノ章
ヲ証明スル上級審ノ書記、証明書アレハ足ル。四九
九條系點、確定証明ヲ拒絕セラレタルトキハ四九五
條ニヨル、

(四) 判決ヲ普通ノ方法ニヨリテ不服ノ申立ヲ為スヲ得
サレニ至リタル時(三)ニ所謂確定シタル時)ハ茲ニソ
ノ判決ニテ確定シタルノ亦之レヲ動カスヘカニサレ
ニ至ル、則如何ナル裁判所モソノ判決ニ要求セラル、
ニ至ル、判決ノカ、ル效力ヲ稱シテ所謂實質的確定力
ト云、カ、ル效力ハ法律ニヨリ附共セラレタルモノニ
シテ總テノ判決ニ適シ又判決ニノカ、ル效力ナリ、

他裁判ハ確定ニ至レテアルモカ、ル效力カ使スシモ之
レトレニ非ス)

而シテモ、ル実体的ノミカ決シテ判決、效力ニハア
ス、此、效力ヲ生スル以前ニ既ニ或レ種ノ效力ハ生シ
テ居レリ、即チ言テ、全時ニ裁判所ヲ羈束スル效力
ニ四ノ条、仮執行ハ之レナリ。

(一般ニハ確定)カト云フ語ハ二様ニ用ヒラル、最早
不服、申立トキニ至リタルコト、則判決ヲ変更スルコト得
サルニ立至リタル状態ヲ形式的確定カト云ヒ、カ、ル
判決ヲ裁判所(彼ヲ当事者)ヲ羈束スト云フ、特別、
效力ヲ称シテ実体的確定カト云フ、例ハ、二四五条、

六二条四項(效力ヲ有スト云フ文字)ハ実体的效力ノ
意味ナリ、 四六七条、四六九条、 四九八条

等確定裁判カ有リトカナシトカ云フハ形式的確定カ、
意味ナリ、如斯一ツノ語ヲ全様ニ用ヒルハ甚タ混雜ヲ
來シ易キノミナラス特ニ所云実体的確定カト云フ語ハ

実体法上カナリ、形式的確定カハ形式訴訟法ノ語ナリ
実体的形式的云フハ殊ニ誤リナリ、不服申立、有
無ハ民事訴訟法ノ向題ニシテ民事訴訟法ニ規定スヘク
總テ、裁判所ヲ羈束スヘキコト民法ノ向題ニシテ民法
ニ規定スヘキモノト考フヘシ、時、遺物ナリ、而モ其
誤リタルハ誤リナリ、注意スヘキハ実体的確定カハ判

決、第二、効カアレカ如ク若クハ形式的確定カト相並
立スレ効カナリト誤解スヘカヲサレニヨリ所謂形式
確定カハ実体的確定カ、一要件タルニスキス、換言ス
レハ訴訟干係發展、一階段ニスキス、若シ嚴格ニ言ハ
ハ形式的確定カト云フ事ハ判決ハ最早キ変更スルヲ得
サルニ至レリト云フ状態ヲ指スモ、ニシテカト云フ観
念ナキモナリ、カ、觀念ハカ、ル判決カ終テ、裁
判所ヲ拘束スルト云フ際ニ（即チ所謂実体的確定カ）
始テ之レアレモナリ、而モ、レカハ次ニ此
際ニ、始リシモノニアラス、判決、言渡ト同時ニ其
ノ裁判所ニ新シキカ、ルカカ加ムルモナリ、要之

言渡アレハ其ノ裁判所ヲ羈束ス、不服申立ノ方法ナキ
ニ至リテハ全国、裁判所ヲ羈束スト簡單ニ解スルニ至
ル

二、更正決定

(一) 要件裁判所ハ其ノ言渡シタル判決ニ羈束セラレ之
レヲ変更セザレモノナレトモ而モ^{法律上}其^他其^他之レ
ニ類スル著シキ誤謬^{法律上}之レヲ変更スルヲ得、ソノ
判決ノ事實中ニ存スルト理由中ニ存スルト主文中ニ
存スルハ向ハス、抑モ判決ニ於ケレ誤謬ト云フハ事
實上又ハ法律上ノ觀念其ノモノニ誤リアル場合ナレ

カ(則々事實、認識法律、解散適用ヲ誤ルカ如シ)
之レハコレヲ、觀念ヲ外部ニ表示スル方法其ノモ
ニ誤リアル場合ナレヘシ。(則々觀念ハ正当ニ外部
ニ表示セラル、之レナリ) 此後、場合カ則々更
正決定ノ要件タル誤ナリ、要スレニ意思ト表示トカ
一致セザル場合ノ誤ナリ。隨テ例ヘハ事實、認識、
法律、解散、適用ヲ誤リタルコトヲ意思ソノモ、ニ
誤リアル場合ハ更ニ決定スルモノニアラス、又觀念
ヲ外部ニ飛表スル際不充分則遺脱アル場合ハ之レ又
更正決定ナシ得ヘシ。故ニ本案又ハ其適用ノアル部
件判決ハ之レヲ言渡シタルニ而モ判決ノ事實理由等

ニヨレハ右ノ長ニ下シ判決ヲナサレタルヲ明ナレニ
カ、ハラスソノ判決ソノモノヲ主文ニ表示スルヲ
遺脱シタル如キ場合ニハ更正決定ニヨルヘキナリ、
反之始、ヨリ裁判ヲナサ、リシ場合ナリハ追加判決
ニヨル、外ナシ、二四ニ条、
表示ノ誤リハ裁判所之レヲナシタル場合、(例ハ
ハ裁判所ヲ判決ヲ起草スル際書換ヲナシタル場合、如
シ)、ナルト又ハ当事者カ主張ヲナシ陳述ヲナス際
ニ誤リヲナシ、隨テソノ誤リカ判決・上ニ表レ來リ
シ場合タルトナリ(例ハハ当事者ハ或土地ヲ表
示スル際ニ地番ヲ誤リアレ計算ヲナス際ニ訛美ヲ誤

リタル事ノ誤リカソマ、判決ニ記載シタル場合
ノ如シ。蓋シ后、場合タルト雖モ意思ヲ表示ハ一
致セザレトモ裁判所自ラ誤リヲナシタル場合ト異リ
トナケ而モ更正決定ハ裁判所ニ過失カヤル場合ニ限
ラザルナリ。(反対説アリ。則裁判所カソノ誤リナ
ルヲ知レルニモ拘ラスソマ、之レヲ表示シタル
場合ニ限ルノ説アリ)。カ、レ誤ハ又判決言渡、際
之レアルヘシ。即チ裁判所ヨ言渡サントシタルト
現ニ言渡シタレトカ一致セザル場合ナリ。此、場合
ハ判決原本ニハ現ニ言渡シタル主文ヲ掲ケ之レニ更
正決定ヲ附シ以テソノ言渡サントシタル判決ヲ表示

スヘキモノトス。若シ然ラスシテソノ言渡サントシ
タル判決原本ノ主文ニ表示センカソレハ言渡サレ、
判決ヲ表示シタルトナリ上級審ニ於テ取訴ヲ免レ
サレニ至ル。

当事者ノ何人ナルカ又裁判ニ干渉シタル判事ノ何
人ナルヤヲ全ク表示シテアザル場合ト雖モ当事者ノ
存在セシト。若クハ干渉シタル判事ノ存在セシトハ
判決自体ヨリ明ナルヲ以テ更正決定ニヨリテ之レヲ
補充スレヲ得ヘシ。当事者ノ表示又ハ判事ノ表示ヲ
誤リタル場合亦然リ。(其他凡テ或ル目的物ヲ表示
スレト不明ナル場合ニ之レヨ明白ニセントスレニト

更正決定ニヨレテ得ヘシ、蓋シ此、場合ハ目的物ノ
表示ヲ誤リタルニアラス。単ニソ、不適當ナル表示
ノ部分ヲ取り去リ適當ナル表示ヲ附加セシムルモ
、ナルヲ以テカノ目的物ヲ誤リタル場合ニ比シ一層
輕微ナル場合ナレハナリ。

(註) 自馬ト云フヘキヲ馬ト昏キ之レニ白ト附加
ヘタルカ如シ、又赤馬トスルヲ黒馬トセシニヨ
リ之レヲ赤馬ト直スルカ如シ。

反之判決ニ表示セルトハ別ナル名ヲ有シ(例ハハ
雅号ノ如シ)、又ハ判決アリタル後姓名ヲ變シタル
場合ニハ之レハ更正決定ニヨルヘキニアラス。何ト

トレハ何等ノ誤リアルニアラサレハナリ、然レトモ
之レ等ノ別名ヲ判決ニ表示スル能ハストセバ、勝訴
者カ判決ヲ利用スル上ニ於テ犧牲少ナルヘシ。故
ニカ、ル場合ニ新ク此矣、ミニ干スル附加的訴訟ヲ起
サレトモ更正決定ノ規定ヲ準用シ右ノ別名ヲ判決ニ
表示スルヲ得レヲ可トス(當事者其人ニ變更アル場
合ハ勿論更正決定ニヨルヘキニアラス。(之レハ附
加的判決ニヨルヘキ、ミ))

主文ノ一部ヲ更正シタルタメ主文ノ他ノ部分ヲモ
亦不當トナリタルトキハ此ノ部分モ亦當然更正スル
ヲ得、例ヘン原告敗訴訴訟費用ハ原告ノ負担トス

ト説シタルメ如キ場合ヲ云フ、

誤謬ハ著シキモ、十ヲサレハカラス、若シト云

フハ判決全部ノ内容及ヒ判決ヲナスニ至ル迄ニソノ

訴訟ニ於テ起リシトニ徴シテ其ノ誤リヲ認メ得ラレ

ルモノヲ云フ、単ニ判決ノ内容ソノモノヨリ知り得

ラレルモノ、ミカ著シキ誤謬ト云フハ狭キニ失ス、

要スルニ訴訟全部ノ内容ヨリ誤リタルヲ知り得ラル

レハ足ル、而シテ判決ヲナスニ至ルマデソノ訴訟ニ

於テ如何ナルヲ起リシト云フヲ訴訟記録ニヨリ

テ明白ナルヲ故ニ結局訴訟記録ニヨリ明白ナルヲ故

ニ之レヲ称シテ著シキ誤謬ト云フナリ。

五三六

(二) 更正ノ時期

更正ハ何時ニテモ之レヲナスヲ得ニ四一條ノ故

ニ判決原本ノ作成前ニテモ或ハ判決成立后ニテモ或

ハ上訴カ現ニ繫属セル場合ニテモ之レヲナスヲ得

(更正決定ニヨルヲ得ハキ場合ハソノ誤謬ヲ理由ト

シテ上告スレヲ得ス)

裁判所カ誤リヲ発見シタル場合ハ当事者ノ申請ヲ

俟タズ直ニ更正ヲナスヲ得、ニ四一條一項ノ之

ニ及シ仮令執行機關カ誤謬ヲ発見スレモ更正スルヲ

得ス、
判決ヲ主文ニ表示スルヲ遺脱シタル場合ニ例ヘソ

五三七

レカ遺脱ニ著シキ場合ニテモ更正決定ニナシテ著シキ場合ハ更正決定ヲナサレ限リ当然ニ確定カマリト云ヘス

三、更正、手続

更正ハ決定ヲ以テ之レヲナス、二四一条三項、コノ決定ハ判決原本及ヒ正本、上ニ之レヲナスヘキモノトス、又此ノ規定ハ始メノ判決ニ干渉セザル他、判事ニ依テモ之レヲ為スコトヲ得、裁判所ノ職権ヲ以テモ更正ヲナシ得ルハ前述ノ如シ、当事者ノ側ヨリモソ、申立ヲナスコトヲ得、二四一条一項、カ、レ申立アル場合ハ裁判所ハ必ス

ソノ申立ニツキ裁判ヲナシ或ハ更正ヲナシ、若クハ申立ヲ却下スヘキモノトス、カ、レ裁判ハ口頭弁論ヲ經スシテ之レヲナスコトヲ得、二四一条二項、却下ノ決定ニ対シテハ上訴ヲナスコトヲ得ストモ更正ヲナシタル決定ニ対シテハ即時抗告ヲナスコトヲ得、二四一条三項

三、追加判決

(一) 要件

追加判決ハ裁判ヲナシ之レヲ主文ニ表示スヘキ場合ニソノ裁判ヲ為サズ而モ更正決定ニヨリテハ此旨

ヲ改ムルヲ得サル場合ニ之レヲ爲ス。二四四条、然シテソノ遺脱シタル莫ハ

(イ) 或ハ本案ノ請求ノ一部ナレバアリ(即チ數個ノ請求中、或ルモノ又ハ主タル若クハ從タレ請求中、一部分ナレバアリ。)

(ロ) 訴訟費用ノ莫ニ干スルヲヨリ(ソノ全部若クハ一部)

(ハ) 本文ニ表示スヘキ附加的部分ナレバアリ。例ヘハ仮執行ノ宣言若クハ留保、如シ、四二六条、四九一条、故ニソノ遺脱シタル部分ハ判断ヲ必要トスルニモ拘ラスソノ莫ニ干シテ判断ヲ遺脱シタリト

云フカ判決自体ヨリ明ナル場合ニ限ル。若クハ又莫、トシ判決其モノニヨリテ明ナラサル場合ハ先ツ此ノ莫ニ干シテ更正決定ヲナス必要アルヘシ(例ヘハ甲乙丙ニ對スル貸金ノ訴ヲシタル時ニ甲乙ニ裁判シタルモ丙ニ付テ裁判セザリシ場合ノ如シ。)

(二) 手続

追加判決ハ申立アル場合ニ限り而モ判決ノ正本ノ送達ノ日ヨリ一週向内ニソノ申立ヲナシタル場合ニ限り之レヲナス、尚追加判決ヲ為スカタノニハ必ず口頭弁論ヲ經サルヘカラス、二四二条ニ項三項、(一)申立ハ判決ノ言渡アリタル后ハ直ニ其ノ場ニ於テモ

十スヲ得ヘシ、二四ニ条ニ項、)

五四二

(三) 申立、期向ヲ經過シタル場合ハ遺脱セラルケル請求ニ于スル権利拘束ハ消滅ス、故ニ単ニ訴ヲ起スル若シクハ上訴審ニ於テ申立、拡張ニヨルカ、四一六条一七六条ニ項、此、ニツノ方法ニヨル外ナシ、然レニ一ツノ口若クハソノ場合ニハ単ニ判決ヲ不充分ナリト云フノミナラス判決ノ内容自体ニ於テ適法ナリト云フニアリ、故ニ不服、申立ヲナスヲ得ヘク然レ時ハ上訴審ニ於テ正当ナル裁判ヲナスヲ得ヘシ、(反対説モアリ)

民事訴訟法 完終

14
2
161

終

